第1608号　2022年2月20日

☆帝国主義国、植民地従属国、「労働者国家」の階級闘争を
世界プロ独―世界共産主義の勝利へ！
共産主義者同盟（統一委員会）

戦旗

発行所　戦旗社
編集発行人　鹿島　昂
東京都足立区綾瀬7-2-11
電話03（6876）6136
郵便振替　00180-4-176133
http://www.bund21.org
今号6頁　200円
年間購読料（送料共）
開封6,300円　密封7,000円

今号の内容

4面：地球温暖化対策―脱炭素化を歪曲した原発復活を許さない すべての原発を廃炉へ！　駒井憲助
5面：老朽原発の再稼働を阻止し、全原発廃炉の展望を切り拓こう　関西地方委員会
6面：国―厚生労働省は高裁判決に従い 全ての「黒い雨」被害者を被爆者と認め 被爆者健康手帳を交付せよ！　被爆二世解放委員会

政府の被災住民切り捨てを許さない
東電は放射能汚染水を海洋放出するな
老朽原発再稼働阻止！　全原発廃炉！

昨年一〇月からウクライナ国境にロシア軍が一〇万人規模で集結しており、欧州各国帝・米帝とロシア・プーチン政権との間で緊張が高まっている。

ロシア側の主張は「ウクライナのNATO加盟」の阻止である。欧米側は、ロシアが軍事侵攻すれば全面的な経済制裁をかけることを通告している。米帝バイデン政権は一月二四日段階で、米軍八五〇〇人の東欧派兵準備を命じている。NATO即応部隊とともに出動する態勢をとっている。二月二日には米国防総省が、三〇〇〇人近くの米軍部隊を東欧に派遣すると発表した。ドイツに駐留する部隊から一〇〇〇人をルーマニアに派遣し、米本土から二〇〇〇人をポーランドとドイツに増派するというものだ。

しかし、ロシアはEU諸国の天然ガス輸入の46・8%を握っており、また、産油国として、OPECプラスの構成国である。欧米の経済制裁にロシアが対抗すれば、欧州のエネルギー供給は大混乱に陥る。独首相ショルツと仏大統領マクロンは、ロシア、ウクライナとの四カ国協議に乗り出している。

ロシアは、欧米との外交協議を続けるとしながらも、ベラルーシとの合同軍事演習を行なうと発表している。

アジア地域において米帝・日帝が対中国軍事同盟を強める中、東欧においてはNATOとロシアとの軍事的緊張が高まっている。同盟関係の修復・強化の外交を進めてきた米帝バイデン政権の一年は、まさに戦争の危機を増大させながら、米帝の政治軍事的主導権を握り直そうとする攻撃である。今こそ、反戦闘争、反帝闘争に立ちあがろうではないか。

日米首脳会談弾劾！

首相岸田文雄は一月二一日、米大統領バイデンとの日米首脳会談を、オンライン形式で行なった。

年初一月七日の日米安全保障協議委員会（2+2）に続き、中国への対抗を鮮明にした軍事同盟強化を進めるものであり、断じて許すことはできない。

日米首脳間で、中国および朝鮮民主主義人民共和国を軸にしたインド太平洋地域の政治軍事情勢、さらには軍事的緊張が高まるウクライナ情勢に関する認識を一致させる論議がなされた。

その上で、岸田は、国家安全戦略（NSS）や防衛計画の大綱の改定作業に着手していることを表明。日帝の軍事力強化を強調した。バイデンは中国を「押し返す」ことを表明し、両首脳は「台湾海峡の平和と安全の重要性」を再確認した。バイデンは、日米安保条約五条（米国の日本防衛義務）の沖縄および釣魚諸島への適用を確認した。

このバイデンの発言内容は、すでに2+2の合意に基づいて、自衛隊と米軍が「台湾有事」を想定した共同作戦計画策定に踏み込んでいることに基づいたものだ。岸田―バイデンの軍事同盟強化とは、沖縄・琉球孤の戦場化の戦争計画そのものだ。日米同盟そのものを粉砕していく以外にない。

この会談のなかで、外務・経済担当閣僚による「経済版2+2」を新設することを合意した。岸田政権は今通常国会に経済安全保障推進法案を提出する方針であり、これと一体に日米同盟の強化を進めることを企図している。

二月一日、「経済安全保障推進法案」の制定にむけた有識者会議の提言が明らかにされた。岸田政権は二月中にも法案を国会に出し、成立させようとしている。この法案の骨子は大きく四つに分けられる。①サプライチェーンの強化（半導体や医薬品、レアアース、蓄電池）、②基幹インフラの事前審査（エネルギー、水道、金融、情報通信、運輸、郵便）、③先端技術の官民協力（宇宙、海洋、AI、量子、バイオ）、④特許非公開（原子力や武器関連の技術）である。とくに軍事に直結する技術の「特許非公開」に違反した場合は罰則がある法案だ。

米帝バイデンの対中国路線と歩調をあわせて、軍事同盟強化と一体に、資源エネルギー・情報通信技術・金融・武器関連技術などの経済分野においても日米同盟の強化を進めるものだ。岸田政権は、「中国の脅威」を排外主義的に煽動することで自らの政権に対する労働者人民の不満をそらし、侵略反革命戦争体制づくりを正当化しようとしている。

QUAD（日米豪印四ヵ国）の首脳会議を、今春後半に日本で、対面形式で開催することを合意した。対中包囲の軍事同盟会議を岸田が主催することを絶対に許してはならない。反帝国主義・プロレタリア国際主義に立脚し、差別・排外主義と闘い抜き、岸田政権打倒に向けた全人民的政治闘争に立ち上がろう。

QUAD首脳会議粉砕！
反帝闘争に立ち上がろう

コロナ感染爆発第六波の渦中にあるなか、岸田政権は、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を、昨年一一月一六日以降に一度も開いてこなかったという。事前の準備をしてこなかったことが明白になった。東京都だけで、一日二万を超えるに至った感染者の増大は、PCR検査が追いつかない事態となっている。ゲノム解析ができず、デルタ株なのかオミクロン株なのかもわからない状態だ。安倍―菅と同様に場当たり的な政策は、労働者階級人民の命と生活を危機的状況に叩き込んでいる。

そのような状況にあるにもかかわらず、日米軍事同盟の強化、軍事費の増大、改憲に突き進もうとする日帝―岸田政権を徹底弾劾する。

辺野古新基地建設阻止！
日米軍事同盟粉砕

われわれの闘う方針は第一に、辺野古新基地建設阻止！　沖縄を戦場化する日米軍事同盟粉砕だ。一月三一日、沖縄で「ノーモア沖縄戦　命どぅ宝の会」の発足が発表された。共同代表の山城博治さんは、「七七年前の戦争を繰り返すわけにはいかない」と、日米両政府が「台湾有事」の対応として琉球弧に配置した自衛隊基地の共同使用と戦争反対を訴

二面へつづく

緊急行動の呼びかけに60名が結集した（1月23日　大阪・米領事館前）

1・23　大阪

在日米軍によるコロナ拡散を弾劾
米領事館に対して緊急抗議行動

在日米軍のずさんな管理・検査体制による新型コロナウイルスの拡散という事態に対して、一月二三日、大阪のアメリカ領事館に対する緊急の抗議行動が取り組まれた。AWC京都と岩国・労働者反戦交流集会実行委員会が呼びかけた。

緊急の取り組みにもかかわらず、アメリカ領事館前には約六〇人が集まった。「米軍基地からのコロナ感染拡大を弾劾する！　日米地位協定を抜本改正せよ！」と書かれた横断幕を広げて抗議行動が始まった。

「米軍は謝罪しろ！」、「日米地位協定の抜本改正を実現しよう！」、「米軍基地を閉鎖しろ！」などのシュプレヒコールを挟んで、参加した様々な労働組合、市民団体、個人から、在日米軍の行動を弾劾するアピールが続いた。領事館から道を隔てて向かい側にあるPCR検査センター前は、検査を受けにきた人々が長蛇の列をなしていた。

沖縄、岩国、広島での新型コロナの拡散の原因は、はっきりと在日米軍にある。さらに、青森から沖縄まで、全国の米軍基地でクラスターが発生している。京丹後の米軍Xバンドレーダー基地でも米軍関係者の集団感染が起こっている。

「外出自粛」だけでは決定的に不十分だ。基地の閉鎖、そして「公務中」の米軍人・軍属に日本の国内法が適用されない現在の日米地位協定を直ちに抜本改正することが求められている。

それらを要求する抗議文を採択し、この日の抗議行動は終了した。

1・25　東京

逃げるな、出て来い！　サンケン電気

集会に一五〇名が結集

一月二五日に東京・池袋で「逃げるな、出て来い！サンケン電気1・25集会」が開かれた。ほぼ一年ぶりの屋内集会だ。

主催は、当該の韓国金属労組慶南（キョンナム）支部韓国サンケン支会、韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会、韓国サンケン労組を支援する会の三団体。コロナウイルス感染第六波の中で一五〇人以上が参加する会場は満員で立ち見が出た。

七か月以上の不当拘留の末に昨年一二月二七日に保釈された尾澤孝司さんは、権力と資本が結託した今回の不当逮捕を、資本に逆らう者に対する弾圧だと批判し、裁判闘争も含めた韓国サンケン労組闘争の勝利のために闘い続けると決意を述べた。

主催者として支援する会の共同代表と事務局長がこの間の支援行動について話したのに続き、ネットでつないで当該の報告があった。

サンケン電気が一九七三年に海外拠点第一号として馬山自由貿易地域に百％子会社の韓国サンケンを設立して以降の労使間の闘いの歴史を振り返り、一昨年の突然の会社清算が労組活動根絶のための偽装廃業であると喝破した。

保釈された尾澤さんも参加し発言。会場は満員だった（1月25日　東京・池袋）

不当解雇撤回・現場復帰闘争が物理的にも精神的にも極めて厳しい条件の中で行われているが、今もこぶしを振り上げ続ける一二人の仲間は毎日手分けをして工場前テント座り込み、五〇〇キロ離れたソウルにあるサンケン営業所や国会、日本大使館・領事館などへの抗議宣伝活動を継続していること、日本の支援の仲間がいるから私たちも存在している、日韓労働者は一つだ、国際連帯が大きな力になっている、という話だった。

埼玉市民の会の行動報告などに続き、最後に三項目の要求を含めた集会決議が採択された。

尾澤さんの裁判闘争は公判前手続きが今も続いていて、公判がいつ開かれるのかまだ確定していない。警察に通報したサンケン電気の社員Sの証言を検察側が拒否し続けているのが最大の原因だ。Sの証言なくして裁判が成り立つわけがない！　昨年五月の不当逮捕の目的と同様、株主でもある尾澤さんが六月の株主総会で発言するのを阻止するためにわざと引き延ばしているとの説が有力だ。法の番犬が法を得手勝手に解釈して使用している。「法治国家」「民主主義」を蹂躙する暴挙だ。万死に値する。

サンケン電気の和田会長と高橋社長は韓国サンケンの偽装廃業と不当解雇を直ちに撤回して労働者を職場に戻せ。そして、労使間の合意も、五年前の労使間の合意も踏みにじり、かつ、警察・検察と結託して尾澤さんを不当に逮捕・勾留した、この間の過ちを認めて、当該と尾澤さんに謝罪しろ。

資本と国家権力の蛮行を粉砕して尾澤さんの無罪を勝ち取ろう。

プロレタリア国際主義の旗を掲げて共に闘おう。

一面から

えている。「沖縄を戦場にしない」という沖縄からの糾弾に対し、われわれは沖縄―「本土」を貫く辺野古新基地建設阻止闘争と琉球弧の自衛隊配備増強を許さない闘いを推し進めよう。

一月二三日大阪において「辺野古新基地建設反対！琉球弧への自衛隊配備を許さない集会&デモ」と同日米軍によるコロナ拡散に対して大阪の米領事館抗議が闘われた。一月二九日には、「辺野古の海を土砂で埋めるな！　首都圏連絡会」の主催で、「辺野古埋め立て不承認支持！　政府はただちに工事をやめろ」を掲げて新宿デモが取り組まれた。コロナ禍で沖縄現地に行くことが困難な状況だが、さまざまな取り組みをもって広く労働者階級人民に訴え、沖縄現地の闘いに結びつき新基地建設阻止を闘おう。本年二〇二二年は、沖縄の反革命的統合から五〇年目の節目の年にあたる。5・15闘争を闘い、琉球弧の自衛隊配備増強を許さない闘いを進めよう。

市東さんの農地を守り抜こう　3・27芝山現地闘争へ

三里塚、市東さんの農地を守り抜くことだ。三里塚芝山連合空港反対同盟は、一月九日の新年デモ&団結旗開きを勝ち取った。反対同盟は二〇二二年、市東さんの農地を守り抜き、成田空港廃港勝ち取る、沖縄、福島、闘う労働者と結合し、反戦反基地・反原発・日帝―岸田政権打倒を闘う方針を鮮明に打ち出した。

団結旗開きにおいて市東孝雄さんは「闘いを全国につなげていきたい。福島、沖縄、三里塚を一つの闘いとして闘っていきたい。農民にとって土地は命です。今年も精一杯闘います」と不屈の決意を明らかにした。

成田空港会社は、コロナ禍において、旅客数の激減で航空需要が減っているにもかかわらず、成田空港に貨物便を無理矢理回して、「需要増」を見せかけ、あくまでも空港機能強化を強行しようとしている。今秋にもB滑走路の延伸工事に着手することを打ち出している。

単なる航空需要などではなく、侵略反革命戦争をするための軍事空港の必要性のためになんとしても空港機能強化をなそうとしているのだ。

われわれはこのことを断じて許してはならない。市東さんの農地を守り抜き、空港廃港を闘おう。3・27芝山現地闘争に決起しよう。

22けんり春闘勝利　階級的労働運動の飛躍を

22権利春闘に勝利することだ。「新しい資本主義」を掲げる日帝―岸田政権は、徹頭徹尾日帝ブルジョアジーの利害に立脚している。労働者階級人民の側には一ミリたりとも立っていない。コロナ禍が続く中、電気・ガス・ガソリン、生活必需品、食品などの値上げが続き、労働者人民の家計を直撃している。多くの労働者が雇い止めや解雇、長期休業の強制に直面している。とりわけ非正規、女性、青年、外国人労働者に、その矛盾が集中している。また、医療・福祉の現場では過酷な労働実態を強いられている。労働者内部での格差と分断、貧困が拡大している。

今こそ階級的労働運動に求められる役割は大きい。最も犠牲を強いられる層の労働者の利害に依拠し、その生活と権利を守る闘いを全力で推進していくことだ。大幅賃上げ、全国一律最低賃金一五〇〇円、均等待遇の実現、社会保障の改悪阻止、技能実習生など外国人労働者の権利確立、これらの実現を22春闘を通して勝ち取ろう。

また、連帯労組関西生コン支部への弾圧や韓国サンケン労組支援に対する弾圧が強まっている。日帝ブルジョアジーの労働組合運動に対する弾圧を打ち破り、22けんり春闘を闘い抜いて階級的労働運動の飛躍をかちとろう。

労働者階級人民の闘う指針

戦旗

定期購読しよう！

年間購読料（送料共）

開封6,300円　密封7,000円

※権力弾圧からの防衛のため、定期購読のお申し込みは、封書に住所、氏名を記載した紙を入れ、下記宛てまでお願いします。

〒120-0005　足立区綾瀬7―2―11

戦旗社

資料

AWC日本連声明

米軍基地由来のコロナ感染拡大を弾劾する！

アジア共同行動（AWC）日本連は、沖縄をはじめとする米軍基地のコロナ感染放置が、基地周辺への爆発的な感染拡大をうみ出したことに対して、一月二三日付で抗議声明を発している。

この声明発表と同時に米領事館抗議行動を呼びかけ、闘い抜いている（一面参照）。

編集局の責任でこの声明を掲載します。

連日、在日米軍基地からのコロナ感染の爆発的拡大が続いている。

昨年末から在沖米軍キャンプハンセンでの新型コロナウイルス集団感染（クラスター）が発生した。これを契機に、在日米軍が昨年九月三日以降出国前と日本到着時にPCR検査を行っていなかったことが判明した。沖縄県の玉城デニー知事は、新年早々の二日記者会見を通じて、沖縄県内で市中感染が拡大しているオミクロン株が米軍基地の感染拡大に由来しているとの遺伝子分析の結果を示し、「米軍が要因となったのは間違いない。米国の状況を日本に、沖縄に持ち込むな」、「米軍の感染防止対策すもの」として激しい怒りを表明した。また、米軍は沖縄県に感染者総数は提供しているが、基地ごとの陽性者数など詳細な情報を公表していないことに対して「軍に特権的な地位を与え、感染予防対策に関する情報共有もままならない」として、感染対策の障壁となる日米地位協定の改定を日米両政府に求めた。

このような事態は沖縄に留まらない。横田や横須賀基地でも米軍の対応は同じだ。昨年末、山口県の在日米軍岩国基地でも再び米軍基地関係者の感染が急増し、爆発的と言える感染拡大が始まった。これら米軍の感染者も外出制限措置を受けていなかった。岩国米軍基地での感染拡大は、隣接する広島にも拡大した。岩国基地の米兵の多くが広島に遊びに行くからである。基地との共存をうたう岩国市の福田市長さえ「水際対策に抜け道があった。日米政府間で対策を確認していれば、今回の事案になっていなかった。」と述べざるをえなかった。また、関西でも京都府京丹後の米軍Xバンドレーダー基地で米兵や基地関係者の感染が増加している。

岩国米軍基地に反対する地元住民団体が連名で発した山口県知事への「緊急要請」文（一月七日付）では、米軍基地内の新型コロナウイルス感染拡大防止策は、『穴の開いたバケツ』で、そこから市中感染が広がったと指摘。山口県に「まん延防止等重点措置」が決定されるなら市中感染の要因と考えられる『在日米軍』に対して実効性のある措置もセットにすべきで、住民生活が深刻な事態になっている今こそ『在日米軍』に国内法に基づく感染対策を実施させるためとして、米軍基地の運用停止と外出禁止や、米軍基地構成員・軍属・家族などへの教育や、米軍基地内で働く従業員・出入り業者の健康保護の支援、基地内感染状況を県として情報共有できるよう基地側に要請することなどをはじめとする対策を要請している。言い換えれば、このような措置が、米軍からも日本政府からも何一つまともに行われていないということだ。米軍基地からの感染爆発によって「まん防」や緊急事態宣言で市中の飲食店がつぶれていくのに、岩国米軍基地内で酒の提供が行われ続け、何の説明もない。この感染爆発の最中の一月一四日にも「遠征洋上基地」と呼ばれる米海軍の大型艦船「ミゲルキース」が昨秋に続き二度目の岩国寄港を行なった。前回同様、対中国包囲網の軍事訓練の最中に立ち寄ったのだろう。日米・多国間軍事演習が恒常化しているなかで国境も法律も関係なく世界を移動する米軍の動きを止めなければ感染拡大は止まらない。

一〇〇年前に「スペイン風邪」のパンデミックをもたらしたのが米軍であったように、今回のオミクロン株感染爆発の直接的原因は戦争マシーン＝米軍だった。そして金儲けと覇権のための日米軍事同盟下で、日米安保条約と日米地位協定が、人の命や安全を守るための当たり前の対策ひとつまともに打てない障壁となっていることも明らかになっている。

このような状況の中で、沖縄、岩国、京丹後をはじめ、全国の米軍基地に反対する闘いと連帯して、日米地位協定の抜本改正を大きな世論にさせ、日米安保条約の破棄、アジア駐屯米軍の総撤収という闘いの一歩前進を闘い取っていこう。

二〇二二年一月二三日

アジア共同行動（AWC）
日本連絡会議

1・27 国会前 憲法審査会開催許すな！ 総行動が国会前行動闘う

一月二七日、「戦争・治安・改憲NO！　総行動」の呼びかけで、改憲を許さない国会前行動が闘われた。

昨年の衆議院選挙以降、与党は改憲に向けた動きを加速している。すでに与党監事レベルでは今国会で憲法審査会の週一回開催を確認していると言われている。情勢は選挙だけに依拠しない広範な大衆運動―街頭行動を要求している。

「総行動」は今国会での憲法審査会開催を阻止する観点で国会前行動を呼びかけた。われわれはアジア共同行動（AWC）の仲間とともに参加して闘った。

午前一〇時に衆議院議員会館前に結集した「総行動」は、国会議事堂に向かってシュプレヒコールを行った。「改憲反対！　憲法審査会を開催するな！」、シュプレヒコールが永田町に響きわたる。そして、結集した仲間たちから発言がなされた。

司会は「都教委包囲ネット」を担う教育労働者が行った。「総行動」を代表して「破防法・組対法に反対する共同行動」の方が情勢と当日の位置づけを提起した。次いで、大軍拡に反対する方からの発言が続いた。そして警察法改悪に反対する運動体やサンケン争議を闘う方からの発言がなされた。また立川自衛隊監視テント村、少年法改悪に反対する運動からの発言があった。

「都教委包囲ネット」から二月六日の集会が提起された後、労活評が連帯発言を行った。最後にAWCの仲間が国際連帯の内容をもって改憲阻止を闘うという決意表明を行った。

これら発言を全体で共有し、最後にシュプレヒコールをもってこの日の行動を締めくくっていった。

総行動は二月二四日にも同様の闘いを呼びかけている。闘う労働者階級人民の結集で改憲を阻止しよう！

衆議院議員会館前で改憲阻止を訴える総行動（1月27日）

1・19 東京 三里塚・新やぐら裁判控訴審 市東さんらが証人尋問

一月一九日、東京高裁において新やぐら裁判の控訴審の弁論が行われた。われわれは反対同盟とともに傍聴闘争を闘いぬいた。この日の弁論では、市東孝雄さんと三名の学者の証人尋問が行われた。

はじめに市東孝雄さんが証言台に立った。市東さんは、祖父の代から天神峰で農業を営んできた歴史を語り、そのうえで「土地を奪うということは、農民としての命を奪うようなものです。それは私の生きがい、尊厳を著しく損なう行為です。私は絶対に反対します」と、農民として営農を続けていく思いと強制執行を許さない決意を明らかにしていった。

そして空港建設に反対するやぐら・看板設置の経緯を証言し、「私の有機無農薬の農業とやぐら・看板は一体のもの。これらの撤去は農地を取られることと同じ」と述べ、裁判長に「審理を尽くして、不当判決を出さないように」と迫った。

次いで、憲法学の立場から内藤光博さんが証言を行った。空港建設に反対し農地を守るために建てたやぐらと看板は「生存権を守るためのやぐら・看板」であり、それは「命がけの抵抗。生存のための自由」として保障されるべきであり、「有機無農薬の農地を守ることと、そのためにやぐら・看板で意思表明することは一体」と述べた。

午後には民法学の吉田邦彦さんが証言を行った。吉田さんは市東さんの闘いと成田空港会社の攻撃に「学問的関心」をもってきた経緯を語り、「誰にでも住まいに対する基本的人権があります。これをお金の問題に置き換えることに大いに疑問があります」と「居住福祉学」の観点から強制執行と看板撤去を徹底的に批判していった。

鎌倉孝夫さんは日本の農業政策を批判したうえで、コロナ感染状況のなかで航空需要が低下しているにも関わらず空港を経営し、あまつさえその機能を強化しようとする空港会社を批判していった。そして「土地こそが命という農民の利益を第一に考えるべきです。基本的人権の保障が法の基本でなくてはならないと思います」と語った。

これら証言を勝利的にかちとってこの日の裁判闘争を終えた。拙速結審を許さず、敵性証人の採用を求めて新やぐら裁判を闘っていこう。空港会社用地買収の当時の責任者であった浅子用地部長と法理課長補佐の証人尋問を勝ち取ろう！

裁判終了後、決意を語る市東孝雄さん（1月19日　東京・弁護士会館）

22けんり春闘

八時間働けば人間らしく暮らせる社会を目指して

春闘が始まった。マスコミなどではほとんど春闘の話題は報道されないが、昨年一二月一〇日に「22けんり春闘発足集会」が開催され、今年一月二九日には全国一般全国協が「各県代表者会議」を開催した。各地で春闘総行動が計画されている。

連合は昨年末に「連合白書」を発行し、『春季生活闘争』方針で賃金引上げ4％の目標を発表している。経団連は一月一八日に「経営労働政策特別委員会報告」（経労委報告）を公表し、「各企業が自社の実情に適した対応を行う『賃金決定の大原則』」を強調している。連合の賃上げ目標に対しても「一律ではなく、個々の企業に適した対応を」と求め、中小労組の取り組みでは、「実態から大きく乖離した要求水準を掲げることについては慎重に……要求を提示する前に、まず企業労使で経営状況等を十分共有すること」などとし、結論として「春季生活『闘争』ではなく、春季『労使交渉・協議』として発信していくことが望まれる、と注文を付けている。とことん舐め切った言い分ではあるが、二〇二一春闘の実態を考えれば、根拠のない話でもない。

春闘は歴史的には産別労働組合ではなく企業別労働組合が主流となった日本の労働運動の中で、企業ごとに労働条件が異なると労働のダンピングにつながることから、同じ時期に共同して賃上げ交渉をすることによって、全体の交渉力を強め、労働条件向上を勝ち取る方法として一九五〇年代から取り組まれてきた。しかし、この間「春闘の終焉」が言われて久しいが、トヨタなどの大企業労組は要求も妥結額も公表せず、「春闘」の果たしてきた社会的意義を労組が否定するところまで来ている。

闘う労働組合は、地域での共闘を強め、様々なネットワークを駆使して闘いを前進させている。そのキーワードは「八時間働けば生活できる社会を」である。

新型コロナウイルスの感染拡大は第六波となり、オミクロン株が過去最大の感染者数を更新し続けている。その世界的なパンデミックを利用して、資本家階級はまたしても「ショックドクトリン」の手法で行き詰まった資本主義の延命を図ろうとしている。岸田政権の「新しい資本主義」も、経団連の「サステイナブルな資本主義」もこの文脈上にある。

そのポイントは、労働時間管理からの自由、雇用責任からの自由、そして「エンゲージメント」という名の労働者の奴隷化である。

二〇一八年、安倍政権の「働き方改革」で残業時間の上限規制が労災の過労死認定基準を超える内容で法制化された。コロナ禍で長時間労働を強いられる労働者が増える一方で、休業や時間短縮、失業のために収入が激減して生活に困窮する労働者も増加した。特に非正規雇用労働者に著しいしわ寄せが起こっている。そもそも契約が「シフトによる」とされて、所定労働日数や時間が定められておらず、シフトが入らなければ収入もないという不安定雇用の労働者も少なくない。仕事量の変動が生活破壊に直結する。雇用調整助成金や給付金と言ったコロナ対策のセーフティネットも、「シフト」が決まっていなければ使えないという事態に直面した。

資本家は、リスクへの備えは「自己責任」とばかりに、兼業・副業の促進を強めている。「空いた時間でウーバーイーツ」というわけだ。

他方で、長時間労働の代表格ともいえる「自動車運転者」の労働時間について、一月二一日、第三回労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会が行われた。「改善基準告示」の見直しが審議されているのだが、労使の見解は対立したままである。現行の「改善基準告示」では、一カ月の拘束時間二九三時間、年間三五一六時間、年六回三二〇時間までの延長可、一日一三時間、最大一六時間（一五時間超えは週二回まで）、運転時間は二日平均九時間、二週平均して週四四時間、連続運転四時間、休息時間一日八時間……。というものである。労働側委員は拘束時間を月二七五時間、休息時間一日一一時間などを主張しているが、使用者側は現行通りか時間のさらなる延長、休憩の分割取得などを主張している。仕事に合わせて柔軟に働けというのがその理由だ。

経労委報告でも、「働き方改革フェーズⅡ」として、テレワークやフレックスタイム制など「場所・時間にとらわれない柔軟な働き方」と飾り立てて推奨している。しかしこの間、明らかになっている現実は、テレワークや持ち帰り残業などでの過労のために病気になっても労災申請では自宅での労働時間は会社によってことごとく否定され、在宅労働の成果物は不当に過小評価されて、長時間労働とは認められないのが実態である。本質は労働時間の管理をせず、労働生産性を高め「アウトプット（付加価値）の最大化」のみを目標とするものである。究極的には、時間ではなく成果ではかるとして裁量労働制を一般化して働かせ放題の労働を強く求めているのだ。合わせて、これを実現するために、「エンゲージメントを高める」というキーワードが頻繁に使われている。「エンゲージメント」とは「個人と組織が一体となり、双方の成長に貢献しあう関係」と説明され、そのために「柔軟な働き方」や「企業理念・事業目的の共有」、「ダイバーシティ＆インクルージョンの推進」が必要とされている。

その求めるものは、「働き手が主体性・自律性をもって自らの知識やスキルを最大限に発揮」することであり、「専門性・創造性を発揮して成果を生み出す業務は労働時間の長短によって評価することには適さない」として、裁量労働制に行きつくのである。企業の求める成果を時間にとらわれず生み出せ、というのが本音である。

マルクスの語った「隠された奴隷制」はまさに日本の労働そのものだ。

労働は売っても魂は売らない！　その鍵となるのは労働時間の制限だ。労働時間規制を破壊しようとする資本家階級の企みに対して、全力で闘いぬこう。

地球温暖化対策―脱炭素化を歪曲した原発復活を許さない

すべての原発を廃炉へ！

駒井憲助

福島第一原発事故の発生から一一年目を迎える。岸田は、一月一七日の施政方針演説において「再エネをはじめ水素・アンモニア」と並べて「革新原子力、核融合などの非炭素電源」について触れ、気候変動問題への対応として原子力を位置づける方向性を明らかにした。具体的には、原子力の小型モジュール炉（SMR）や次世代高速炉などを指す。世界的な気候変動対策―脱炭素化の流れを「好機」ととらえる国、電力業界、経済界はこぞって原発を位置づけ直し、破綻した原子力政策の復活、維持を図ろうと明確に転換を始めている。

一月四日現在、再稼働中の原発は一〇基（うち停止中一基）。設置変更許可済み七基。審査中一〇基。未申請九基。廃炉決定が二四基となっている。しかし、再稼働中の原発の中で、美浜原発三号機（現在停止中）は、四五年。高浜三、四号機や川内一、二号機は三六年が経過し、まもなく四〇年を迎える。また、設置許可済み高浜一、二号機もすでに四六年が経過している。政府は、昨年一〇月二三日「エネルギー基本計画」を閣議決定した。新設・増設は見送られたが、原発の総発電量に占める割合を三〇年度に20～22%に引き上げる政策は維持したままだ。老朽原発が原発温存化の手段と化している。

汚染水の海洋放出を許すな

被災住民の切り捨て、被曝被害の拡大を許すな

原発事故から一〇年以上が経ち、原発復活にむけた動きが強まる中で、避難住民の切り捨てや地元住民へのあらたな犠牲が強要されようとしている。

政府は、昨年四月福島第一原発に貯蔵された放射能汚染水の海洋放出を決定した。東電の計画では、海底にパイプを建設し、希釈した処理済みの汚染水を約一キロメートル沖合で放出するとしている。汚染水は、現在一二八万トン以上が敷地内に一〇〇〇基を超えるタンクに保管されている。今秋ごろには満杯になるとして、今年六月にも本体工事に着手し、二三年四月中旬に完成させて放出を開始するとしている。

汚染水は、他核種除去設備（ALPS）でトリチウムと炭素14以外の六二種類の放射能を分離することになっている。しかし、この処理ではもともとトリチウムは取り除くことができない。そして、このトリチウムをめぐって、希釈して放出すれば大丈夫だとか、身の回りに広く存在するから問題ない、あるいは他の水素と同じように酸素と結びつき「水」のかたちで存在しているためにトリチウムだけを分離することは技術的に簡単ではない、などと放出を正当化する言説が政府・東電から繰り返し発せられている。国は「風評被害」には補償を行うことで海洋放出を強行しようとしている。

東電や政府は「処理水」であることを強調しているが、一八年には、本来除去されているはずの他の放射性核種についても、排出基準値以上の量が含まれていることが明らかになった。一九年には、炭素14が除去対象となっていないことを東電は認めた。炭素14の半減期は五七三〇年といわれている。こうした隠ぺい体質そのものが被災住民の不信の根底にあるのだ。いくら「安全だ」と国と東電が強弁しようとも信用することはできない。この「処理」の実態を見るならば、「汚染水」であることに変わりはない。

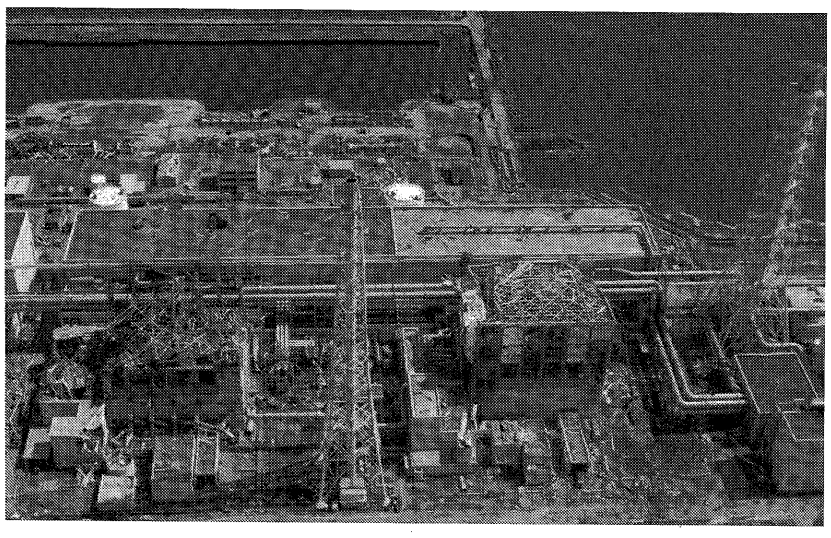

爆発事故を起こした福島第一原発

さらに、この汚染水問題は現在保管している量で終わらないということだ。汚染水は今も毎日増え続けており、今後何十年もかかるといわれる廃炉作業を考えると、どれぐらいの汚染水が出てくるかもわからないということだ。国と東電は、敷地内のタンクが満杯になり、費用も膨大となっているから手っ取り早く海に放出するとしているだけだ。事故後、福島県を中心に食品や農産物に輸入規制を導入したのは五四カ国・地域。現在までに大半は緩和・撤廃されたものの、昨年三月時点でも中国、香港、マカオ、台湾、韓国、米国等が一部地域からの輸入を受け入れていない。そうした中、この一〇年間、漁業の全面的再開にむけて努力してきた地元漁民は当然にもこの汚染水の海洋放出に強く反対している。地元の森林組合も反対している。また、中国は「もし安全・無害というなら、なぜ国内の湖に放出したり、国内で循環利用したりしないのか」と不信を呈している。韓国も東電と日本政府の一方的方針表明に強く反発している。

原発事故で避難指示が出された福島県内一二市町村で唯一、全町民の避難が継続されていた双葉町の住民に対して一月二〇日、『準備宿泊』が開始され国の帰還事業が着実に進んでいるかのような報道が流された。不十分なインフラ整備と不完全な除染によって新たな被曝が強制されようとしている。国の復興事業が順調に進んでいるかのような演出のために、避難者の帰還が急がれているのだ。

福島県の県外避難者は、昨年三月時点で全国に約二万八〇〇〇人いる。その約半数は「自主避難者」だ。避難指示区域内の避難者には、東京電力から不十分ながら月一〇万円の精神的慰謝料などが支払われた。しかし自主避難者にはわずかな一時金が支払われた程度だ。災害救助法に基づく自主避難者への住宅の無償提供は一七年三月末で終了し、福島県による補助金も一九年三月で打ち切りとなっている。新たな地での補償も十分でない生活が続く中、今回のコロナ感染が追い打ちをかけている。しかし、国は自主避難者には「自己責任」として把握すらしていないのが現状だ。

子どもの甲状腺ガン被害も深刻化している。福島県「県民健康調査」検討委員会が昨年三月までの結果として公表した小児甲状腺ガンは、健康調査以外の集計も合わせると少なくとも二八七人に及び、原発事故当時、福島県に在住していた一八歳以下の子どものうち、少なくとも一万人に六人が甲状腺がんの手術を受けているのだ。これに対して検討委員会は「放射線の影響は考えにくい」との見解を出している。

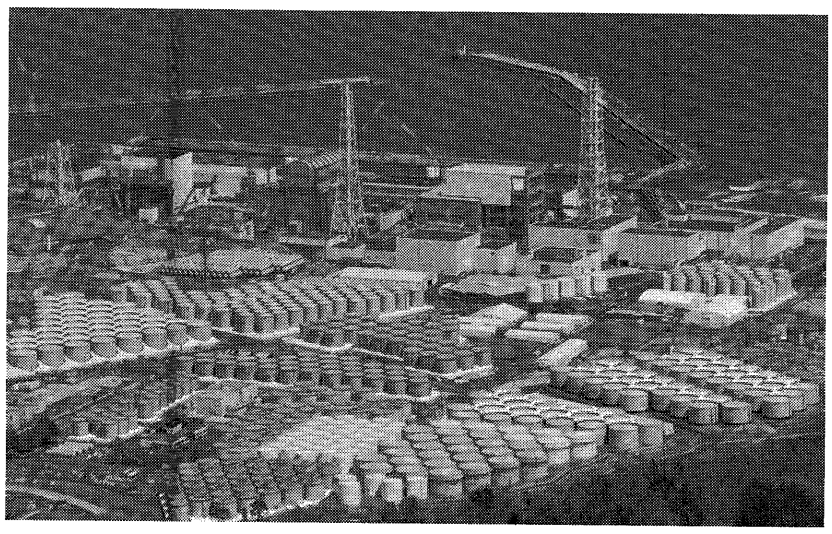

汚染水貯蔵タンクは今秋には満杯になるといわれている

震災・事故からの復興ばかりが強調され、故郷を追われ健康被害が深刻化し、新たな被曝の強制や汚染水被害に晒される福島地元住民の苦悩は、ますます忘れさられ切り捨てられようとしている。

原発交付金ばら撒きによる原発再稼働を許すな

一月、日本原子力研究開発機構と三菱重工は、米テラパワー社と次世代高速炉の開発計画で技術協力の覚書を締結した。高速炉は、「核燃料サイクル政策」において不可欠の施設とされたが、一六年に「もんじゅ」の廃炉が決まり、新たに参加した仏高速炉計画も一八年に縮小され手詰まりの状況だ。そうした中、将来的には国内での建設を目指して、独自の高速炉技術の維持のための活路にしようというのだ。また、原子力機構は、日立GEニュークリア・エナジー、東芝エネルギーシステムスなど「もんじゅ」や「常陽」開発にかかわった国内の各企業の参加も求めていくとしている。岸田は、この日米協力を強く後押しすることを明言し、策定中のクリーンエネルギー戦略にも原子力の技術開発維持を盛り込む方針だ。

岸田政権は、各種原発交付金のさらなるばら撒きで、老朽原発の再稼働、プルサーマル発電の促進、最終処分場の建設など完全に行き詰った原子力政策の全面的な復活を図ろうとしている。

まったく展望の見えない最終処分場建設をめぐっては、第一段階の文献調査に最大二〇億円、第二段階の概要調査に最大七〇億円という交付金を出すとして、一昨年、北海道の寿都町と神恵内村の第一段階への応募が話題となった。

青森県六ケ所村の核燃料再処理工場が、今年度上期の完成を目指し急ピッチで工事が進められている。一九九三年に着工したものの、トラブルが相次ぎ完成時期を二五回も延期している代物だ。全国の原発から出た燃料は約二九六八トンあり、稼働前にもかかわらず、すでに保管容量の99%に達している。再処理で取り出したプルトニウムとウランを混ぜた混合酸化物（MOX）燃料を利用する高速増殖原型炉「もんじゅ」は一六年に廃炉が決定している。一方、MOX燃料を通常の原発で使う「プルサーマル発電」を行う原発は、関西電力高浜原発三、四号機など四基にとどまっている。プルサーマル発電の拡大も不透明な中、工事だけが前へ進んでいるが、その完成すら厳しい状況に追い込まれている。

こうした事態に経済産業省は二〇二二年度、「プルサーマル発電」に新たに同意した自治体に交付金を出す方針だ。電力会社は三〇年度までに全国の原発のうち一二基以上でプルサーマル発電をめざしており、中国電力島根原発二号機や日本原子力発電の東海第二原発などでプルサーマル発電を想定している。島根原発二号機は二一年九月に原子力規制委員会の安全審査に合格し、地元が再稼働に同意するかが焦点となっている。ここでも交付金で再稼働同意を取り付けようというのだ。

経済産業省は昨年四月、老朽原発に対して交付金を拡充し、一原発につき最大二五億円を立地県に新たに支払う支援策を示した。これも老朽原発の再稼働同意を取り付けるための誘導策だ。四〇年超の原発について交付金が加算される仕組みは一〇年度から始まっているが、原発維持のため老朽原発の再稼働が避けられない中で、こうした交付金の上乗せや、さらにその他原発の再稼働同意を取り付けるための交付金の上乗せ、ばら撒きがますます激しくなることは必至だ。

気候変動対策―脱炭素化と原子力政策の復活

世界的に気候変動問題への関心が高まり、脱炭素化の流れが進む中で、ヨーロッパを中心とした原発復活の動きを伝える一面的報道が国内で増えている。政府もこうした流れを利用して反原発世論の転換と原発再稼働の促進を図ろうとしている。

欧州委員会は一月一日、原発と天然ガスについて、脱炭素化に貢献する「グリーン」な投資対象だと一定条件下で認定する原案を加盟国に提示した。温室効果ガスの排出量を二〇五〇年に「実質ゼロ」とするEUの目標実現に必要なエネルギーだと位置付けるいうことだ。ヨーロッパでは国内発電の約七割を原発に頼るフランスを筆頭に、新設原発の利用を進めるフィンランドやチェコなどの一〇カ国は、昨年一〇月の共同声明で原発のグリーン認定を要求。こうした動きを受けての発表と考えられるが、輸入に依存する化石燃料の高騰に対する不安が原発活用の追い風ともなっている。

こうした中、ドイツは昨年末、原子力発電所三か所の運転を停止。そして、二二年末までに残る原発三か所も閉鎖して原子力発電を完全に廃止する計画だ。

また、安全性や放射性廃棄物の問題から原発の持続可

五面へつづく

老朽原発の再稼働を阻止し 全原発廃炉の展望を切り拓こう

関西地方委員会

四〇年超えの老朽原発の再稼働を阻止し、廃炉に追い込むことは、日本の反原発運動にとって最重要の戦略的課題のひとつである。若狭の美浜原発三号機、高浜原発一、二号機の再稼働を許さず、全原発廃炉の展望を切り拓くために闘おう。5・29大集会inおおさかの成功をかちとろう。

政府・関電の老朽原発再稼働策動を弾劾する

政府・関西電力は昨年六月二三日、多くの人々の反対の声を押し切って、美浜三号機の再稼働を強行した。四〇年超えの老朽原発で初めての再稼働の強行であった。当日はそれを徹底弾劾するために、福井や関西、全国から、平日にもかかわらず約三五〇人が美浜現地に結集し、断固とした抗議行動を貫徹した。

美浜三号機はそのわずか四カ月後、特定重大事故等対処施設（「特重施設」、いわゆる「テロ対策施設」）の設置期限との関係で、昨年一〇月二三日に運転を停止した。このため現在、四〇年超え老朽原発は全国で一基も稼働していない。

四カ月という短い期間しか運転できないにもかかわらず、政府・関電はあえて美浜三号機の再稼働を強行した。それは高浜一、二号機など四〇年超え老朽原発の再稼働のさらなる推進に向けて実績をつくるためであった。同時に、美浜三号機はこのわずかな期間にも、補助給水ポンプの不具合や非常用ディーゼル発電機の自動停止などのトラブルを起こしている。それは、老朽原発を動かすことの危険性と政府・関電の犯罪性をあらためて示すものであった。

関電自身の発表によれば、美浜三号機の特重施設の完成は今年九月頃、高浜一、二号機については来年二三年五、六月頃の予定である。これをもって関電は、今年一〇月二〇日に美浜三号機の運転再開という予定を打ち出している（高浜一号機については来年六月二〇日、高浜二号機については来年七月二〇日の再稼働予定）。支配階級の意思を背景に、あくまで四〇年超え老朽原発の再稼働に突き進もうとする関西電力を徹底弾劾しなくてはならない。

関電は一方、福井県に対して、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地を二〇二三年末を最終期限として確定し、それができなければ稼働中であっても四〇年超え原発の運転を停止させると表明している。そもそもの問題として、そのような対策さえとらず、使用済み核燃料を増やし続けてきたことが許しがたいことではある。しかし、いま関電が抱える中間貯蔵施設の候補地の選定も決して容易なことではない。関電の表明を単なる口約束に終わらせなければ、来年末以降、四〇年超え老朽原発は稼働できなくなる可能性が高い。

そのような意味でも、老朽原発を再び再稼働させず、その廃炉を実現していく闘いはますます重要性を高めている。

1300人が結集した昨年の6・6老朽原発うごかすな！　大集会inおおさか

全原発廃炉の闘いを進めよう

脱原発は福島第一原発事故を経験した日本の労働者人民の民意だ。今も八割近くの人々が原発をなくすことを求めている。

しかし、安倍、菅、岸田と続く自公政権はこの民意を踏みにじり、各地で原発の再稼働をおし進めてきた。二〇一三年以降、大飯（関西電力）、高浜（関西電力）、川内（九州電力）、玄海（九州電力）、伊方（四国電力）の五つの発電所で一〇基の原発の再稼働が強行された。

原発推進政権としての岸田政権は、第六次エネルギー基本計画で、原発比率をこれまでと同じ20～22％に据え置くことで、原発再稼働への意思をあらためて示した。そして、美浜、高浜、東海第二の四〇年超え老朽原発の再稼働をおし進めていこうとしている。さらに、気候変動対策を口実にした原発の新増設に向けた動きもある。これらの策動と徹底的に闘っていかなくてはならない。

反原発闘争もまた、階級闘争である。それは、反動的・反人民的な岸田政権と対決する全人民的政治攻防の最重要環の一つである。原発をめぐる政府と労働者人民の利害の対立、電力独占・電機産業をはじめとする巨大独占資本、日帝ブルジョアジーと労働者階級人民の利害の対立を鮮明にして、再稼働阻止闘争を軸に反原発闘争をさらに推進していこう。

5・29大集会inおおさかの成功をかちとろう

二〇一六年に原子力規制委員会が拙速審議によって高浜一、二号機と美浜三号機の運転期間の二〇年間延長（六〇年）を認可して以降、関西電力は当初はこれらの四〇年超え老朽原発の一九年中の再稼働を追求してきた。しかし、関電が美浜三号機を実際に再稼働させたのは二二年六月であり、高浜一、二号機については今日まで運転されていない。

それは、関電経営陣による原発マネーの不正還流問題の発覚、特重施設の建設の遅延などの要因があるが、それらを問題化してきたことを含めて、労働者人民の闘いが関電の思惑を粉砕し、当初からの計画を遅延・挫折させてきたのである。そのことで関電はいま、自らが課した二三年末までの使用済み核燃料の中間貯蔵施設の県外候補地の選定という困難な条件の中で、今後とりわけ二三年末以降、本当に四〇年超え老朽原発を再稼働できるのか不透明な状況に追い込まれている。

関西と若狭を結んで構成されている「老朽原発うごかすな！　実行委員会」は、関電をそのような状況に追いやってきた労働者人民の闘いの先頭に立ってきた。同実行委員会はこのかん、美浜三号機をはじめ若狭の原発の再稼働阻止現地闘争、若狭と関西を結ぶ反原発リレーデモ、関電本社に対する抗議行動、関電本社があり主要な電力消費地である大阪市内での数次にわたる大規模な集会・デモなど、様々な闘いを繰り広げてきた。若狭の地元の住民への働きかけとして「アメーバ・デモ」に取り組み、それは他の地域の反原発運動にもインスピレーションを与えてきた。また、各地での「一人デモ」など創意ある取り組みも行われている。

「老朽原発うごかすな！　実行委員会」はすでに、このかんの闘いの上に、これまでを大きく上回る結集をもって、世論を拡大して関電への圧力を高め、老朽原発の廃炉の日を近づけるべく、きたる五月二九日に「原発のない明日へ　老朽原発このまま廃炉！　大集会inおおさか」を大阪市内で開催することを決定している。この集会の成功を共に実現しよう。3・11福島原発事故一一カ年の闘いから、5・29大集会inおおさかの成功に向け、全力で決起しよう。老朽原発の再稼働を阻止し、廃炉に追い込むことの中から、全原発廃炉の展望を切り拓こう！

原発再稼働の推進は、支配階級の意思である。彼らは原発がいったん重大事故を起こせば労働者人民がどれほどの犠牲を強いられるのかを経験的にも知りながら、ただただ目先の金儲けのために、各地で原発の再稼働を推進していこうとしている。同時に核武装のための不可欠の技術基盤として、原子力産業を護持しようとしているのだ。この動きを止めるためには、政府・独占資本に原発推進・原発再稼働の断念を強制する労働者人民の断固たる迫力をもった闘いが必要だ。持続する脱原発の民意を、政府・独占資本と対決する具体的な反原発闘争へと転化させることである。われわれは多くの闘う仲間とともに、そのために全力で闘い抜いていく。

このとき、上関原発の新設阻止と並んで、四〇年超え老朽原発の再稼働を阻止し、廃炉に追い込んでいくことは、現在の反原発闘争にとっての最大の実践的焦点となっている。それらの勝利を実現することは、日本における全原発の廃炉に向けた展望を具体的に切り拓く。現地闘争や電力会社に対する直接的な抗議行動をはじめ労働者人民の意思を示す断固たる闘いをともに推進していこう。

四面から

能性への疑念はヨーロッパでは根強い。ドイツなど五カ国は、一一月の共同声明で「（制度の）信頼性や有用性を損なう」とグリーン認定に反論し、国内の原発利用を四〇年以上禁じできたオーストリアでは、欧州委を提訴する案すら浮上している。

日本では、二〇一〇年、菅が二〇五〇年までに「カーボンニュートラル」を達成することを宣言。二一年四月には、米国主催の気候サミットにおいて、日本が三〇年度までに温室効果ガスを一三年度比で46％削減することを目指すと発表した。まったくの画餅にすぎない。「エネルギー基本計画」によれば、三〇年の電源構成を再エネ36～38％、原子力20～22％、石炭19％、LNG20％、石油等2％、水素・アンモニア1％としている。

現在、原発の発電量は電源構成の6・2％（一九年実績）に過ぎない。新規・増設が見送られた中で現在稼働中の高浜三、四号機と川内原発一、二号機は、あと三～四年で四〇年となる。設置許可の出ている高浜一、二号機と東海第二はすでに四〇年を超えており、相対的に発電期間の短い原発は、審査申請すらできていない状況だ。

しかも、原発はトラブルや不祥事、福島事故以降、裁判などで度々運転停止に追い込まれ、計画通りの運転ができない。トラブルがなくても、約一年ごとに定期点検を行うために三カ月程度運転を停止する。そのたびに、電力の不足分を補うために火力発電を動かしている。そのために発電量は、実質六～七割程度なのだ。つまり、原発を動かせばその分火力発電も増やさざるをえないのが現実だ。

さらに、繰り返し指摘されている「温排水」の問題だ。原発では燃料を冷やすために海水を使い、その温まった水を海に捨てている。吸水したときより七度～一〇度上昇した状態で排出するため、海水温を上昇させているのである。原発に頼ったばかりに、逆に二酸化炭素を増やし、海水温も上昇させるのだ。

三〇年度目標との関係性から「エネルギー基本計画」の問題点を見るならば、①再エネ優先接続など電力システム改革の進展はほとんどみられていない。②石炭火力発電は三〇年までにフェーズアウトを求められているにもかかわらず19％を維持している。③現時点で全く技術的に確立しておらずコストの見通しもない水素・アンモニア火力など科学技術イノベーション頼みである。結局は将来的にも火力発電に依存し続けるとするもので、時間的にもまったく間に合わない「絵に書いた餅」といわざるを得ない。

今回のエネルギー基本計画の改定に求められていたのは、まさに気候危機に対応するエネルギー政策の大転換である。社会全体で省エネ政策を促進させ、使用エネルギーを減らしていくこと。再生エネルギーを三倍以上に増やしていくことなどが求められているのだ。原発は、気候危機に対する「切り札」でも「有効な施設」でもない。原発を維持することで逆に気候危機への対応をずるずると遅らせているのだ。福島事故以降、一〇年以上が経過し、再生エネルギーへの技術開発や政策の転換の遅れは「周回遅れ」「失われた一〇年」と言われ続けてきたが、またしても危機の先送りがなされたにすぎない。

再稼働により原発事故の可能性は残り、膨大な費用が原発維持のために無駄に費やされてきた。東京新聞の調査によると一〇年間で、廃炉作業や被災者への損害賠償、汚染地域の除染といった事故処理にかかった費用は少なくとも一三・三兆円に上る。政府は処理費を総額二一・五兆円と見込むが、廃炉作業などの難航は必至であり、想定を上回るのは確実である。さらに問題はその金額さえ見通せないことだ。賠償費用や処理費用は、電気料金やわれわれの税金から支払われる。こうした莫大な費用が再生エネルギーへと投資されることなく、原発維持のために浪費され続け、国民負担が今後数十年は続くのだ。再び原発事故を起こしたなら「持続可能な社会」どころではない。原発は、気候変動対策の最大の敵対物であり、一刻も早く全廃させなければならない。

国――厚生労働省は高裁判決に従い全ての「黒い雨」被害者を被爆者と認め被爆者健康手帳を交付せよ！

被爆二世解放委員会

はじめに

二〇二一年七月一四日、広島高裁は「黒い雨」の被害を受けた原告ら八四名全員を被爆者と認め、被爆者健康手帳の交付を命じる判決を言い渡した。

この判決の意義は、「黒い雨」の被害を、放射性微粒子を含んだ「黒い雨」を直接浴びたこと、またはその空気を吸い込む、あるいは「黒い雨」に汚染された畑の作物を食べる、汚染された井戸水や川水を飲むなどしていたことを、身体に放射線の影響を受けたことを否定できない事情に置かれていたと認め、被爆者援護法第一条の第三号被爆者に該当すると認定したことだ。すなわち、「黒い雨」による内部被曝を被爆者認定（※1）の要件として認めたのだ。画期的な判決であり、被爆者援護法の本来の「疑わしきは救済する」という精神を改めて世に知らしめた。

骨子案とは何か

二〇二一年一一月三〇日、厚生労働省と広島県・広島市、長崎県・長崎市は「黒い雨」被害者を救済するための協議を非公開で開始した。

一二月二三日、厚生労働省は広島市・広島県、長崎県・長崎市との第三回協議で「被爆者援護法第一条三号に係る審査の指針」の改正内容骨子（以下骨子案）を示した。この骨子案では、「原告と同じような事情にある者」を、黒い雨に遭った者で造血機能障害などの障害を伴う疾病（現在は一一のうちいずれかの障害を伴う疾病（以下、一一疾病））にかかっている者とした。

被爆者認定の要件としての「黒い雨に遭った者」については、①黒い雨に遭ったことが確認できることが必要としつつ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合を含むとした。また、②黒い雨に遭った当時の状況（場所・時間帯、降雨状況、生活状況など）が原告と同じような事情にあったことが確認できることが必要であるとした。

もう一つの要件として、「一一種類の障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっていることが確認できること」が必要とし、「白内障の手術歴がある者（眼内レンズ挿入者）は白内障にかかっていることとみなす」とした。

骨子案を撤回せよ

この骨子案の二つの認定要件は、高裁判決に従っておらず、撤回されるべきだ。以下、理由を述べる。

「黒い雨に遭った」ことを、厚労省は第二回協議で、黒い雨を直接浴びた、黒い雨で服が汚れたなど黒い雨に遭ったことを確認する必要があるのではないかと言明しているが、黒い雨を直接浴びていなくても被爆者と認められるべきだ。なぜなら高裁判決の中で、「たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと（ただし、被曝線量を推定することは非常に困難である。）、すなわち『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと』が認められるというべきである」（高裁判決百七〇頁）と、黒い雨を直接浴びてなくても被爆者と認めるべきだ、としているからだ。高裁の原告証人となった気象学者増田さんも、「黒い雨」のことを七色の雨や泥雨とも表現しており、実に多様な被曝態様があるのだ。

また、一一疾病を、被爆者認定の要件とすることは断じて許されない。これまでの被爆者認定には疾病の要件はない。「黒い雨」被害者に対してのみ疾病要件を付け被爆者認定を狭めようとしているのだ。

「みなし被爆者」制度を廃止しすべての「黒い雨」被害者を第三号被爆者と認めよ

一九七四年に原爆医療法の改定がなされ、「みなし被爆者」という概念が作り出されるようになった。「黒い雨」被害者を被爆者と認めない根拠となった。「みなし被爆者」はまず、「健康診断受診者証交付申請書」を申請する。被爆地域により「第一種健康診断受診者証」が交付され、被爆者健康診断と同じ内容の健康診断を受けることができるようになるが、医療の給付はない。健康診断の結果、一一疾病があると認められた場合、被爆者健康手帳の交付を受けることができる。

一九八〇年の被爆者対策基本問題懇談会の答申に見られるように、被爆者の数をこれ以上増やさないという国の意思のもと、内部被曝を認めず、原爆被害を過小評価する制度が四〇年以上にわたって、運用されてきたのだ。

二〇二一年一二月二四日、原爆「黒い雨」被害者を支援する会は、厚生労働省、広島市、広島県に意見書を出して、次のように述べている。

「①黒い雨降雨域に所在していたと認められる者については『黒い雨に遭った者』とすること。②疾病を要件とせず、被爆者援護法第一条第三号の『被爆者』と認めること。一三〇〇名を超える『黒い雨』被害者の被爆者認定申請を受け付けた広島市と広島県は二〇二三年四月より被爆者認定実務を行うために、この骨子案を受け入れると表明した。被爆から七七年が経ようとしている現在、「黒い雨」被害者に時間的猶予はない。一刻も早く、厚生労働省は原爆「黒い雨」被害者を支援する会の意見書にもとづき、被爆者認定を行うべきだ」と。

長崎の「被爆体験者」とされている「みなし被爆者」の場合、「健康診断受診者証交付申請書」を申請すると「第二種健康診断受診者証」が交付される。「第二種健康診断受診者証」では、健康診断は年一回のみで、ガン検診もない。現在も長崎県内に住んでいる者は、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患（これに合併する身体化症状や心身症を含む）が認められる場合、医療費の給付が受けられる制度の対象となる。ただし、当時胎児だった人は除く。被爆者健康手帳への切り替えもない。

政府は、今回の広島高裁の原告全員勝訴の判決を受けて二〇二一年七月二六日上告断念を表明し、総理談話の中で「原告の皆様と同じような事情にあった方々については、訴訟への参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討する」と述べた。しかし八月九日平和式典への出席のため長崎に訪れた菅総理（当時）は、被爆者団体との面会の中で、被爆体験者の援護施策の改定について一切触れなかった。

こうした「みなし被爆者」制度は廃止し、原爆放射線による被害を被った全ての人々に、被爆者健康手帳を即刻交付すべきだ。放射性微粒子を体内に取り込んで内部被曝した被害者を差別し分断する制度を、これ以上許してはならない。

被爆者援護法とは

被爆者援護法は第一条において被爆者認定の類型を四つのパターンで示している。

第一号被爆者は直接被爆者と呼ばれ、広島被爆の場合原爆が投下された瞬間、爆心地から半径約五キロメートル以内にいた人々のことである。長崎被爆の場合は爆心地から南北に約一二キロメートル、東西に約七キロメートル圏内にいた人々のことである。

第二号被爆者は二週間以内に爆心地から約二キロメートル以内に入った人々のことである。

第三号被爆者は原子爆弾が投下された際、又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった人々のことである。例えば死体処理や救護などをしていた人々のことだ。被爆地から遠く離れた場所で救護をしていた人の中に原爆症を発症する人が相次いだことから、身体に原爆放射線の影響を受けるような事情にあったものとして被爆者認定された。人体への放射線の影響がよくわからない中で、第一号にも第二号にも該当しないが放射線の影響を受けている可能性のある人を広く救済する目的でつくられた。つまり、三号被爆者に該当するか否かは、原爆被爆の際またはその後において、身体に原爆放射線の影響を受けるような状態にあったかどうかということだ。

第四号被爆者は、当時、第一号から第三号被爆者のお腹の中にいたと思われる胎児だった人々のことだ。

現在の被爆者援護法の基礎となる一九五七年の原爆医療法の制定時には、被爆者認定において障害・疾病の発症を判断要件としておらず、現在もしていない。

被爆者認定されれば、被爆者健康手帳が交付され、年二回の定期健康診断と希望健診二回を併せた年四回の被爆者健診（精密検査を含む）と年一回のガン検診を受診できる。この健康診断によって原爆被害による健康不安の解消に役立てることができる。さらに実際病気にかかった時には、医療保険を使った上での自己負担分を国が負担する。

次に、現在の被爆者援護法のもう一つの基礎となる法律として、一九六八年に成立した特別措置法がある。この法律で初めて、被爆者健康手帳所持者（当時は一定の条件を満たす特別被爆者のみ）が一一疾病を発症した時は、申請すると健康管理手当が毎月支給されるようになった。

国は、被爆者援護法の精神にのっとり、長崎の「被爆体験者」を含むすべての「黒い雨」被害者を即時三号被爆者として、認定すべきだ。

最後に

広島高裁判決は、呼吸を通じて放射性微粒子を吸い込む、あるいは井戸水や川水を通じて放射性微粒子を体内に取り込む、放射性微粒子の付着した野菜を食べたことで内部被曝した可能性を否定できないとして、「黒い雨」被害者を被爆者援護法第一条三号被爆者と認め被爆者健康手帳を交付した。

東京電力福島第一原発事故の場合、「黒い雨」被害者と同じく、大量の放射性微粒子が大気を通じて拡散された。そして周辺地域に放射性物質が大量に飛散し、多くの住民が内部被曝したと考えられる。

子どもの甲状腺ガンが大きな問題となり、本年一月二七日に当時子どもだった甲状腺ガン患者が東京電力の責任を問うて提訴している。放射線の影響は何十年もかけて現れる晩発性の疾病もあり、今後健康不安を持つ人が現れることが予測される。

原子力政策を推進してきた国の責任として原発事故被害者や原発被ばく労働者の援護政策を作っていくことが急務だ。その場合、今回の広島高裁判決の被爆者認定要件は重要な指針になる。

核と人類は共存できない。核の被害の無い世界を作ることが人類の未来を作り出す大きな力になる。

共に闘う仲間の皆さん、全ての核被害者と連帯して核も戦争もない世界を作り出そう！

（※1）この場合の被爆者認定とは、被爆者健康手帳を交付するための認定であって、原爆症の認定では無い。

闘争日程

○労働組合つぶしの大弾圧を許さない！ 大阪高裁前座り込み
（関生弾圧・大阪第二次弾圧事件控訴審判決）
日時：2月21日（月）13時
場所：大阪高裁前公園
主催：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

○許すな！ 改憲 とめよう！ 憲法審査会集まろう！ 国会前 2・24国会行動
日時：2月24日（木）10時～12時
場所：衆議院議員会館前
主催：戦争・治安・改憲NO！ 総行動実行委員会

○労働組合つぶしの大弾圧を許さない！ 和歌山地裁前スタンディング
（関生弾圧・和歌山広域協事件一審判決）
日時：3月10日（木）8時30分
場所：和歌山地裁前
主催：労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

○3・11「東海原発うごかすな！」―絶対に再稼働させない！
日時：3月11日（金）17時～18時
場所：日本原電本店前
主催：とめよう！ 東海第二原発首都圏連絡会
協力：再稼働阻止全国ネットワーク

○3・11「追悼と東電抗議」集会
日時：3月11日（金）18時45分～20時
場所：東電本店前
呼びかけ：経産省前テントひろば、たんぽぽ舎

○さよなら原発 3・11北九州集会
日時：3月11日（金）17時30分
場所：小倉駅前

○脱原発・脱炭素の、新しい社会をつくろう！ 原発ゼロ！ 3・11福岡集会
日時：3月11日（金）
11時30分～12時30分 警固公園集会
12時35分～13時15分 天神一周デモ
主催：3・11福岡集会実行委員会

○さよなら原発アクション.inやまぐち
日時：3月12日（土）
13時30分 ミニ集会／パフォーマンス
14時10分 パレード出発
場所：山口市民会館前
主催：上関原発を建てさせない山口地区連絡会

○バイバイ原発3・12きょうと
日時：3月12日（土）13時 集会後デモあり
会場：円山公園音楽堂
主催：バイバイ原発きょうと実行委員会